

第4次さっぽろ 子ども 未来プラン

概要版

令和2年度～令和6年度



札幌市

令和2年(2020年)3月

01

第4次 さっぽろ子ども未来プランとは？

1 計画の位置付け

本計画は、札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例に基づく、「子どもの権利に関する推進計画」、保育所等の需要・供給確保策を定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」等を包含しており、今後5年間の子どもの育ち・子育て家庭への支援を総合的に推進するために策定するものです。

また、札幌市のまちづくりに関する総合計画である「札幌市まちづくり戦略ビジョン」の方向性に沿った、子ども施策分野の個別計画の位置付けであり、市の子ども・子育て支援に関連する各分野の個別計画との整合性を図りながら、計画を推進していきます。

2 計画の対象

- ◆すべての子ども(おおむね18歳まで)とその子育て家庭(妊娠・出産期を含む)及び若者(おおむね15～34歳、施策によっては39歳まで)が主な対象です。
- ◆事業や取組によっては、市民、地域で活動する団体、企業、行政などすべての個人及び団体が連携や支援の対象となります。

3 計画期間

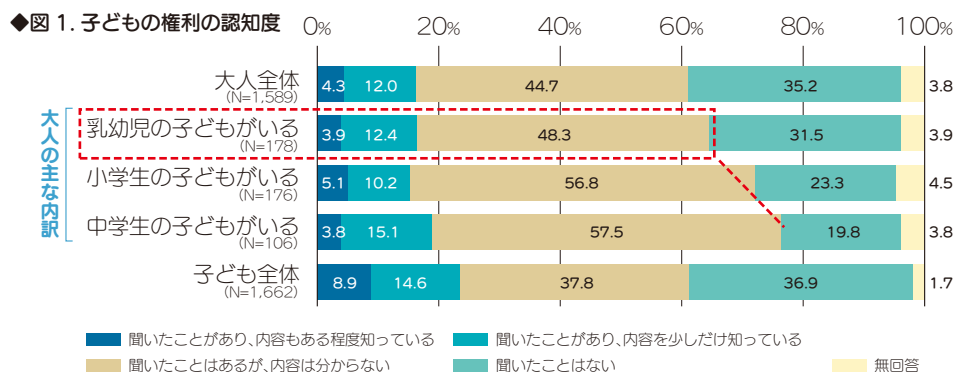
令和2年度(2020年度)～令和6年度(2024年度)

02

札幌市の現状は どうなっているでしょう？

1 子どもの権利の認知度、相談窓口の活用状況について

子どもの権利の認知度は、学齢期の子どもがいる保護者では高い一方、乳幼児の子どもがいる保護者では比較的低くなっています(図1)。また、子どもに関する相談窓口である「子どもアシストセンター」の相談件数は、近年低下傾向にあります(表1)。



◆表1. 子どもアシストセンターの相談件数推移

年度	件数
H26	3,713件
H27	4,074件
H28	3,515件
H29	3,299件
H30	2,653件

POINT

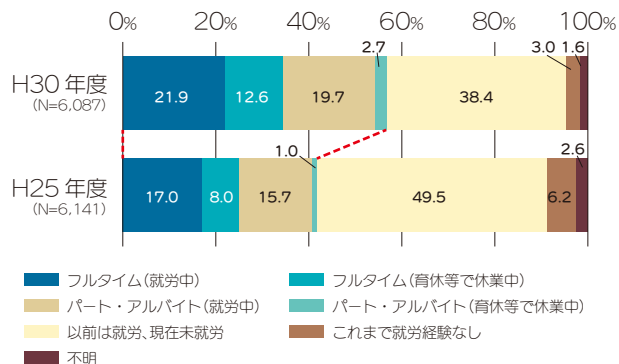
【プランで取り組むべき主な課題】

- 乳幼児の保護者など、子どもの年齢等に応じた子どもの権利理解促進の取組
- 相談先の周知や的確な対応など、子どもの権利侵害からの救済体制の強化 など

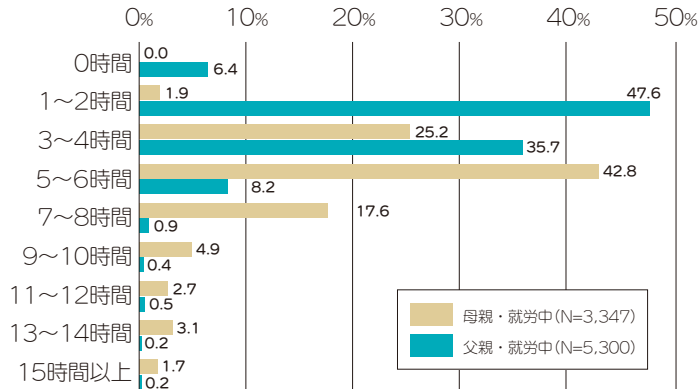
2 就学前児童の保護者の状況、子育ての悩みなどについて

この5年間で母親が就労している割合は大幅に増加しています(図2)。一方、就労中の親が、平日に子どもと過ごす時間については、母親は「5～6時間」が最も多いのに対して、父親は「1～2時間」が最も多く、母親中心の子育ての実態となっています(図3)。

◆図2. 母親の就労状況

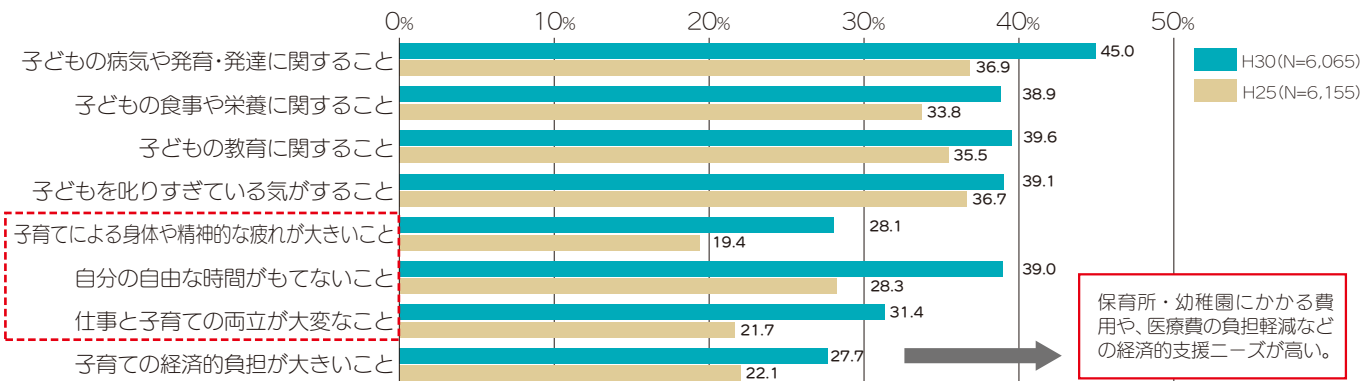


◆図3. 就労中の保護者が平日に子どもと過ごす時間

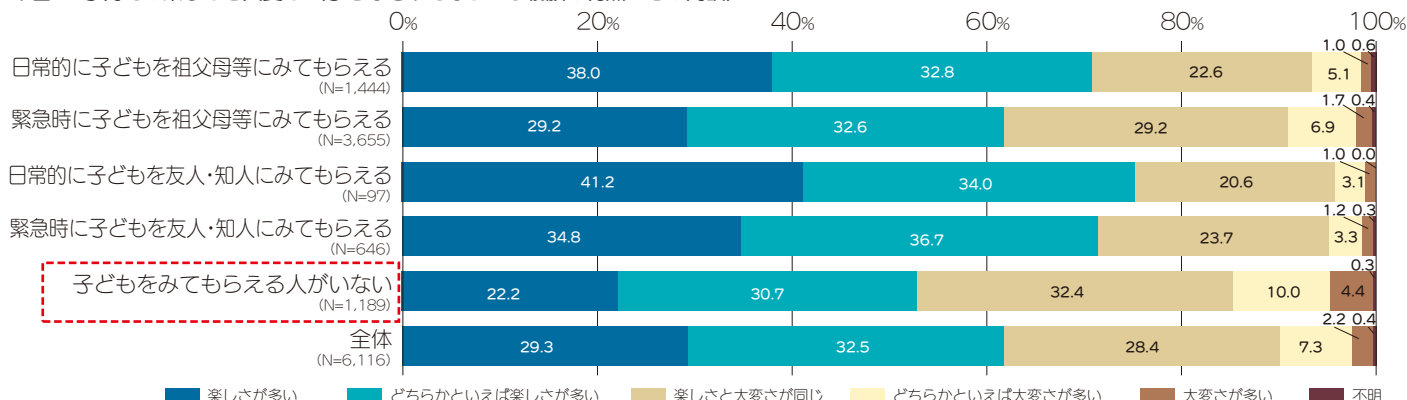


子育てをされていて感じる悩みについて、「自分の自由な時間がもてないこと」、「仕事と子育ての両立が大変なこと」、「子育てによる身体や精神的な疲れが大きいこと」など、「親自身の悩み」がそれぞれ約10ポイント増加しています(図4)。また、「子どもをみてもらえる人はいない」世帯について、子育てが大変であると答える割合が多くなっています(図5)。

◆図4. 子育てをされていて感じる悩み ※回答割合が高い(20%以上)項目のみ掲載



◆図5. 子育ての楽しさと大変さ (子どもをみてもらえる親族の有無ごとの内訳)



POINT

【プランで取り組むべき主な課題】

- 父親の積極的な子育てを推進するための取組
- 仕事と家庭の両立支援に向けた企業への働きかけの強化
- 子育てに孤立感を抱える方や、ストレスを抱える方への支援
- 市民ニーズの高い経済的支援について国制度や市独自制度を通して着実に実施
- 保育ニーズの高まりを見据えた着実な取組 など

03

プランの全体方針は次のとおりです

1 基本理念

プランの目指すべき方向性を示しています。

子どもの権利を尊重し、
子どもの輝きがすべての市民を笑顔で結ぶまち

2 基本的な視点

基本理念に基づき、次の4つの視点を大切にしながら、計画を推進していきます。

視点 1 子どもの視点

視点 2 すべての子どもと子育て家庭を支える視点

視点 3 成長・発達段階に応じて長期的に支える視点

視点 4 地域資源の活用と組織横断的な連携により社会全体で支える視点

視点 4 に新たな考え方を位置付け

多様なニーズを抱えた子ども・子育て家庭に対し、地域の様々な社会資源の活用や、市役所の関係部局の連携により、支援が総合的につながる取組を進めます。

3 成果指標

計画の実施状況を点検・評価するための成果指標と、実際にどのような活動を行ったかを表す活動指標を定めます。

(1) 主要な成果指標

指標項目	現状値	目標値
自分のことが好きだと思う子どもの割合	67.4%(H30)	80.0%(R6)
子どもを生き育てやすい環境だと思う人の割合	50.9%(H30)	80.0%(R6)
子どもの権利についての認知度(子ども)	61.4%(H30)	75.0%(R6)
「父親と母親がともに子育ての担い手である」と答えた保護者の割合(※)	47.6%(H30)	60.0%(R6)
近所や地域とのつながりがある子どもの割合	47.8%(H30)	60.0%(R6)
社会の一員として役割を持っていると感じる若者の割合	49.8%(H28)	60.0%(R6)
子育てに楽しさよりも大変さの方が多いと感じるひとり親の割合	18.5%(H30)	15.0%(R6)

※世帯構成が「子+両親」、「子+両親+祖父母」のアンケート結果を示している。

(2) 主要な活動指標

指標項目	現状値	目標値
子どもアシストセンター LINE 相談件数	38 件 (H30)	1,000 件 (R4)
病後児デイサービス事業実施施設数(累計)	6 施設 (H30)	8 施設 (R4)
ひろば型子育てサロンの年間相談件数	2,447 件 (H30)	3,000 件 (R4)
新型児童会館整備数(累計)	6 館 (H30)	16 館 (R4)
新たに居場所づくりに取り組んだ、又は、機能や機会を増やした「子ども食堂」等の団体数(累計)	- (H30)	40 団体 (R4)
ひきこもり地域支援センターにおける年間相談件数	1,473 人 (H30)	1,900 人 (R4)
児童家庭支援センター設置数(累計)	4 か所 (H30)	6 か所 (R4)

4 子どもが考える未来のさっぽろ

プラン作成の段階で、子どもにやさしいまちはどのようなまちか、札幌に住む子どもたち自身に考えてもらいました。プランに掲げる取組の実現により、これらのまちを目指していきます。

子どもが考える子どもにやさしいまち

個性を伸ばせる・チャレンジできるまち

- ・自分を好きになることが自信につながり、新しいことにチャレンジできる。
- ・何かができるようになったとき、周囲に認められたときに成長を感じる。がんばったことを発表できる場があるといい。

子どもの意見が尊重されるまち

- ・まちづくりなど子どもに関わることは、子どもの意見を聞いてほしい。
- ・大人が耳を傾け、周囲がやさしい雰囲気だと安心して意見が言える。子どもも自分の意見をちゃんと言うことが大切。

大人と子どもが交流できるまち

- ・色々な人と関わることで、子どもは成長できる。乳幼児の親子や高齢者、大学生など、色々な人と交流できる場所が必要。
- ・地域の大人との交流は、子どもの毎日の安心にもつながる。

安心して相談できるまち

- ・身近に、秘密が守られて、安心して相談できる場所があるといい。
- ・相談すると気持ちが軽くなる。子どもも自分の考えを言葉にしたり、友達同士で相談に乗って助け合うことが大切。

さらに、子どもも大人も誰もが笑顔で暮らせるように・・・

子育てにもやさしいまち

- ・子育て中の大人にも元気でいてほしい。
- ・赤ちゃんが泣いていても迷惑そうにしないなど、周囲の理解とサポートが必要。

困ったときは助け合えるまち

- ・外国籍や障がいがあって、勉強や人との関わりに困難を抱えている子がいる。
- ・お互いを理解し、助け合うことが必要。



実際に考えたのは、
小・中・高校生15名からなる
子ども未来委員会の子どもたちです!

5 プランの体系図

プランでは、4つの基本目標にそれぞれ基本施策を掲げ、具体的な事業・取組を実施していきます。

基本目標

目標 1

子どもの権利を大切に する環境の充実

第3次子どもの権利に関する推進計画と位置付け、子どもの権利保障を推進します。特に、乳幼児の保護者等への普及・啓発、権利侵害からの救済体制の充実を図ります。

目標 2

安心して子どもを 生み育てられる環境の充実

安心して出産・子育てができるよう、保育所等の施設整備・質の確保、仕事と子育ての両立支援、父親の積極的な子育ての推進、乳幼児期からの切れ目のない相談支援の充実、経済的支援の充実に取り組みます。

目標 3

子どもと若者の成長と自立を 支える環境の充実

次代を担う子どもや若者の成長を支えるため、幼児・学校教育の推進、放課後の子どもの健やかな育ちの充実、地域での多様な体験機会の充実、困難を有する若者への支援に取り組みます。

目標 4

配慮を要する子どもと家庭を 支える環境の充実

児童相談体制の強化、障がい児、医療的ケア児の支援、子どもの貧困対策、ひとり親家庭への支援の充実を図るとともに、少数の立場に置かれている子どもも含めたすべての子どもが受け入れられる多様性のある社会の推進を目指します。

基本施策

1-1 子どもの権利を大切に
する意識の向上

1-2 子どもの参加・意見
表明の促進

1-3 子どもを受け止め、
育む環境づくり

1-4 子どもの権利侵害から
の救済

2-1 高まる保育ニーズへの
対応

2-2 社会全体での子育て
支援の充実

2-3 妊娠期からの切れ目
のない支援の充実

2-4 経済的支援の充実

3-1 充実した学校教育等
の推進

3-2 放課後の子どもの遊
び場・生活の場の提供

3-3 地域における子ども
の成長を支える環境
づくり

3-4 次代を担う若者への
支援体制の充実

4-1 児童相談体制の
強化

4-2 障がい児、医療的
ケアを必要とする
子どもへの支援の
充実

4-3 子どもの貧困対策
の推進

4-4 ひとり親家庭への
支援の充実

4-5 子どもを受け
入れる多様性のある
社会の推進

04

プランの主な取組を紹介します

基本目標

1

子どもの権利を大切にする環境の充実

- ✓ 子どもの権利の認知度が比較的低い乳幼児の保護者を始め、子どもの年齢や状況に応じた着実な普及・啓発の取組を進めます。
- ✓ 市政や地域のまちづくりなど子どもが関わる様々な場面で、子どもの主体的な参加を促進します。
- ✓ 子ども同士の理解や支え合いを進めるとともに、子どもの居場所づくりなど、地域における大人と子どもの様々な関わりを促進します。
- ✓ 子どもアシストセンターによる権利救済活動を充実させるとともに、児童虐待など重大な権利侵害への対応を強化し、人権尊重の意識の向上を図ります。

基本施策 1

子どもの権利を大切にする意識の向上

◎子どもの権利の普及・啓発

- ◆「さっぽろ子どもの権利の日」事業
- ◆市民と連携した普及啓発 等

◎子どもの権利の理解促進

- ◆子ども向け広報等の充実 等

◆乳幼児の保護者等への普及啓発

妊娠・乳幼児期の健診の機会や、保育所・幼稚園等での周知強化など、様々な機会を捉え、子どもの権利の理解促進を図ります。

◎子どもの権利を生かした学校教育の推進

- ◆小・中学生向けパンフレットの活用
- ◆民族・人権教育の推進 等

基本施策 2

子どもの参加・意見表明の促進

◎市政やまちづくりへの子どもの参加の促進

- ◆子ども議会
- ◆市政やまちづくりへの子どもの参加・意見表明の促進
- ◆SDGsをテーマとした次世代に向けた人材育成事業 等

◎子どもが関わる施設や学校における子どもの参加の促進

- ◆児童会館子ども運営委員会の拡充 等

◎地域における子どもの参加の促進

- ◆少年団体活動促進事業 等

基本施策 3

子どもを受け止め、育む環境づくり

◎子どもの安心と学びのための環境づくり

- ◆学校における教育相談体制の充実
- ◆スクールカウンセラー活用事業
- ◆いじめ対策・自殺予防事業
- ◆子どもの学びの環境づくり補助事業(フリースクール等への支援) 等

◎子どもが安心して暮らせる地域づくり

- ◆子どもの居場所づくり支援事業
- ◆児童会館の地域交流の推進 等

◎安心して子育てできる環境づくり(困難への気づき・相談支援)

- ◆子どものくらし支援コーディネート事業
- ◆スクールソーシャルワーカー活用事業 等

基本施策 4

子どもの権利侵害からの救済

◎子どもの権利侵害に関する相談・救済

◆子どもアシストセンターLINE相談の実施

より多くの子どもの声をくみ取る方法として、LINE 相談を本格実施します。

◎児童虐待への対応

- ◆子ども安心ネットワーク強化事業(子ども安心ホットライン)
- ◆(仮称)第二児童相談所整備事業 等

◎権利侵害を起こさない環境づくり

- ◆共生社会の実現に向けた子どもの権利理解の促進
- ◆DV対策の推進 等

◎子育てに不安を抱える保護者等への支援

- ◆母子保健訪問指導事業(乳児家庭全戸訪問事業)
- ◆妊婦支援相談事業 等

安心して子どもを生き育てられる環境の充実

- ✓ 今後も保育ニーズの増加が見込まれるため、更なる保育定員の拡大を図ります。また、保育士等の人材確保の取組を強化するとともに、保育の質を担保し、安心して子どもを預けられる環境を整えていきます。
- ✓ 共働き世帯が増えていく中で、育児しやすい職場環境の整備に向けて、会社への働きかけや、父親の意識をより高めるための取組を行います。
- ✓ 子どもを安心して生み、育てるため、妊娠期から出産・育児までの様々なニーズに対して、各区保健センターを中心に切れ目のない支援を行います。
- ✓ 市民ニーズの高い経済的支援について国制度や市独自制度を通して着実に実施します。

基本施策 1

高まる保育ニーズへの対応

◎保育施設等の整備による定員の拡大

◆待機児童対策の推進

保育所、認定こども園、地域型保育事業の整備を促進し、保育定員の大幅な拡大を図ります。

◎多様な保育サービスの提供

- ◆延長保育事業、休日保育事業、夜間保育事業、幼稚園等における一時預かり事業
- ◆子育て援助活動支援(ファミリーサポートセンター)事業 等

◆病後児デイサービスの推進

病後回復期で集団保育が難しい小学6年生までの児童への対応を図る病後児デイサービスの施設数を増やします。

◎保育人材の確保及び教育・保育の質の向上

- ◆保育士等支援事業
- ◆保育人材確保緊急対策事業
- ◆認可外保育施設・企業主導型保育施設等への指導監査の実施 等

基本施策 2

社会全体での子育て支援の充実

◎子育て家庭に対する支援の充実

- ◆子育て支援総合センター事業
- ◆区保育・子育て支援センター(ちあふる)整備・運営事業
- ◆地域子育て支援拠点事業(子育てサロン)
- ◆地域子育て支援事業(情報発信等) 等

◆父親による子育て推進事業

父親の子育てに関する意識改革・啓発や子育てに取り組む意欲を向上させるための情報発信等を実施します。

◎子育て家庭が安心して暮らしやすい環境の充実

- ◆市営住宅における子育て支援住宅(東雁来団地)の供給 等

◎ワーク・ライフ・バランスの推進

- ◆男女が共に活躍できる職場づくり応援事業
- ◆女性の多様な働き方支援窓口運営事業 等

◆育児休業等取得助成事業

男性が育児休業を取得した場合に、企業に対して助成を行うなど、働きやすい職場環境整備のための支援を実施します。

基本施策 3

妊娠期からの切れ目のない支援の充実

◎安心して妊娠・出産・子育てができる環境の整備

- ◆初妊婦訪問事業
- ◆産後ケア事業
- ◆母子保健訪問指導事業(乳児家庭全戸訪問事業)
- ◆不妊治療支援事業
- ◆不育症治療費助成事業 等

◆各区子育て世代包括支援センター機能の強化

母子保健相談員を各区に配置の上、妊娠期から出産・育児まで各段階に対応できる一貫性・整合性のある切れ目のない支援体制の強化を図ります。

◎健やかな子どもの成長・思春期の健康づくりへの支援

- ◆乳幼児健康診査
- ◆5歳児健康診査、発達相談
- ◆思春期ヘルスケア事業
- ◆若者の性に関する知識の普及啓発事業 等

基本施策 4

経済的支援の充実

- ◆子ども・子育て支援新制度における利用者負担額の軽減
- ◆札幌市奨学金支給事業 等

◆子ども医療費助成の拡充

子育て支援環境の充実を図るため「通院」の助成対象について、令和3年度までに、新たに小学校6年生までを対象に加えます。

◆3歳未満児の第2子以降の保育料を無償化

多子世帯への支援の充実を図るため、年収約640万円未満の世帯について、上の子の年齢や施設の利用の有無にかかわらず第2子以降の保育料を無償化します。

子どもと若者の成長と自立を支える環境の充実

- ✓ 学校教育において、子どもが主体的に学ぶことができるよう課題探究的な学習の推進や、進路探究学習の充実を図ります。
- ✓ 放課後児童クラブの利用ニーズの増加に対応するため、質・量ともに拡充を図ります。
- ✓ 地域で子どもが安心して過ごせる様々な居場所づくりを進めていくとともに、子どもたちの成長を地域で見守ることができる取組を進めていきます。
- ✓ 若者が社会を形成する主体として自立するため、交流の促進や社会参加の機会を提供していきます。また、ひきこもりやニートなど社会的自立に困難を抱える若者に対して、切れ目のない伴走型の支援を行う環境を整えていきます。

基本施策 1

充実した学校教育等の推進

◎ 幼児期の教育の充実

- ◆ 幼児教育の質的向上を図るための研修の充実
- ◆ 市立幼稚園等における実践研究の推進 等

◎ 充実した学校教育等の推進

- ◆ 「さっぽろっ子『学ぶ力』の育成プラン」の推進
- ◆ 課題探究的な学習に係るモデル研究の推進
- ◆ 「算数にーごプロジェクト」の推進
- ◆ 外国語指導助手(ALT)の活用
- ◆ 子どもの体力・運動能力向上事業 等

◆ 小中連携・一貫教育推進事業

すべての市立小・中学校において、義務教育9年間を見通した小中一貫した系統的な教育を進め、義務教育の終わりまでに育成を目指す児童生徒の資質・能力を育みます。

基本施策 2

放課後の子どもの遊び場・生活の場の提供

- ◆ 放課後児童クラブの過密化の解消
- ◆ 民間児童育成会への支援事業
- ◆ 児童会館・ミニ児童会館事業
- ◆ 放課後児童クラブの質の確保
- ◆ 放課後子ども館及び放課後子ども教室運営事業
- ◆ 児童クラブにおける昼食提供 等

◆ 児童会館等再整備事業

小学校やまちづくりセンターと複合化した新型児童会館の整備、旧耐震基準で整備された児童会館の改築及び児童会館等における防災機能の確保など、児童会館等を取り巻く環境整備を行います。

基本施策 3

地域における子どもの成長を支える環境づくり

◎ 地域での子育て支援・虐待予防の推進

- ◆ 地域子育て支援拠点事業(子育てサロン)
- ◆ 児童虐待防止対策支援事業(オレンジリボン地域協力員) 等

◎ 子どもの安全・安心を確保する地域づくり

- ◆ 少年健全育成推進事業(青少年育成委員会)
- ◆ 登下校時の安全管理 等

◎ 子どもの生活の場など居場所づくり

◆ 子どもの居場所づくり支援事業

地域全体で子どもたちを見守る環境を充実させ、子どもたちが安心して過ごせる地域の居場所づくりを推進するため、「子ども食堂」などの活動について、運営経費を補助します。

◎ 多様な体験機会の場の充実

- ◆ プレーパーク推進事業
- ◆ 少年少女国際交流事業
- ◆ 子どもの文化芸術体験事業
- ◆ ウィンタースポーツ普及振興事業
- ◆ みらいIT人材育成事業 等

基本施策 4

次代を担う若者への支援体制の充実

◎ 若者の成長及び自立への支援

- ◆ 若者支援施設の設置・運営
- ◆ 中学校卒業生等進路支援事業
- ◆ 若者の社会的自立促進事業
- ◆ 社会体験機会創出事業
- ◆ 困難を抱える若者への自立支援 等

◎ ひきこもり・不登校等、困難を有する子ども・若者への支援

- ◆ 子どもの学びの環境づくり補助事業(フリースクール等への支援)
- ◆ 教育支援センター・相談指導教室における支援の充実

◆ ひきこもり対策推進事業

「ひきこもり地域支援センター」の運営、家族間の情報交換等の場である集団支援拠点「よりどころ」の拡充により、社会的自立への支援を行います。

◆ 相談支援パートナー事業

不登校やその心配のある子どもへの支援を行うために、相談支援パートナー等の配置を拡充し、状況改善を図るとともに、未然防止や初期対応に取り組みます。

配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実

- ✓ 児童虐待を防止するため、体制強化や関係機関の連携強化を図ります。
- ✓ 里親等への委託を推進するとともに、児童養護施設の小規模化等を一層進めていきます。
- ✓ 障がいのある子どもへの支援を関係機関との連携のもとで進めるとともに、医療的ケアを要する子どもへの支援として、受入れ体制を整備します。
- ✓ 困難を抱える子ども・世帯を早期に把握し、必要な支援につなげる取組を進めるなど、子どもの貧困対策を推進します。
- ✓ ひとり親家庭等の生活をステップアップさせ、安心して子育てができるよう支援します。
- ✓ 民族、国籍、多様な性・性別のあり方などへの様々な配慮について、市民全般を対象に理解促進を図ります。

基本施策 1

児童相談体制の強化

◎児童虐待防止対策体制の強化

- ◆各区子育て世代包括支援センター機能の強化
- ◆心理職による相談支援体制の強化
- ◆児童相談体制強化事業
- ◆DV対策普及啓発 等

◆(仮称)第二児童相談所整備事業

相談支援拠点としての第二児童相談所を整備し、児童虐待相談等への迅速かつ適切な対応や、関係機関及び各区との連携強化など、相談体制の強化につなげます。

◆各区子ども家庭総合支援拠点機能の整備

保健センターに「子ども家庭総合支援拠点」の機能を整備し、相談支援体制や専門性を強化することにより、児童虐待の発生を予防します。

◆子ども安心ネットワーク強化事業

子ども安心ホットラインの強化を図るとともに、児童家庭支援センターを増設し、同センターと児童相談所との連携により相談体制を強化します。

◎社会的養育の推進

- ◆社会的養護体制整備事業
- ◆社会的養護自立支援事業
- ◆里親制度促進事業 等

基本施策 3

子どもの貧困対策の推進

- ◆子どもの暮らし支援コーディネート事業
- ◆子どもの居場所づくり支援事業
- ◆子どもの貧困への理解の促進

基本施策 5

子どもを受け入れる多様性のある社会の推進

- ◆共生社会の実現に向けた子どもの権利理解の促進
- ◆障がいのある子どもとない子どもとの交流及び共同学習の充実
- ◆子ども向け男女共同参画意識啓発事業 等
- ◆民族・人権教育の推進
- ◆多文化共生推進事業

基本施策 2

障がい児、医療的ケアを必要とする子どもへの支援の充実

◎乳幼児期・学校教育における支援体制の充実

- ◆療育支援事業
- ◆幼児教育相談の充実
- ◆特別支援教育・障がい児保育補助事業
- ◆学びのサポーター活用事業
- ◆放課後児童クラブにおける障がい児の受入れ 等

◎障がいのある子どもへのサービス提供体制の充実

- ◆児童発達支援
- ◆医療型児童発達支援
- ◆放課後等デイサービス
- ◆居宅訪問型児童発達支援
- ◆障がい児地域支援マネジメント事業
- ◆保育所等訪問支援
- ◆障害児相談支援 等

◎医療的ケアが必要となる子どもの受入れ環境の充実

- ◆医療的ケア児等の支援体制構築事業
- ◆医療的ケア児への支援体制の拡充(小・中学校)
- ◆公立保育所における医療的ケア児保育事業
- ◆児童クラブにおける医療的ケア児への支援体制の充実

基本施策 4

ひとり親家庭への支援の充実

- ◆ひとり親家庭等自立支援給付事業
- ◆ひとり親家庭等日常生活支援事業
- ◆ひとり親家庭支援センター等運営事業 等

05

教育・保育などに関する需給計画

1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する需給計画について

- ◆子ども・子育て支援法に基づき、保育所、認定こども園、幼稚園等の「教育・保育」と「地域子ども・子育て支援事業」について、計画期間中の各年度における「量の見込み」（利用に関するニーズ量）と、「確保方策」（提供体制の確保の内容及びその実施時期）を定めます。
- ◆平成30年12月に実施した「札幌市就学前児童のいる世帯を対象としたニーズ調査」で把握した調査の結果等を踏まえ各事業の「量の見込み」を算出しています。

2 教育・保育の提供について

- ◆増加する保育ニーズへの対応を加速し、令和7年4月までに必要とする供給量を、2年前倒しして令和5年4月までに確保します。

《供給量確保の方策》

- ① 既存幼稚園・認可保育所から認定こども園への移行
- ② 既存認定こども園・認可保育所の増・改築等による定員増
- ③ 既存幼稚園等における一時預かり事業
- ④ 既存認可外保育施設から認定こども園・認可保育所・地域型保育事業への移行
- ⑤ 認可保育所、認定こども園、地域型保育事業の新規整備
- ⑥ 企業主導型保育事業（地域枠）の活用

《計画期間内の整備量》

区分	R2.4	R3.4	R4.4	R5.4	R6.4	R7.4	R2～R7 拡大量
3号(3歳未満・保育の必要あり)	16,260	17,095	17,801	18,368	18,370	18,370	2,110
2号(満3歳以上・保育の必要あり)	22,225	23,365	24,318	25,161	25,229	25,229	3,004
合計	38,485	40,460	42,119	43,529	43,599	43,599	5,114

3 地域子ども・子育て支援事業の提供について

- ◆利用者支援に関する事業、時間外保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業（ショートステイ）、地域子育て支援拠点事業などの地域子ども・子育て支援事業について、各事業の「量の見込み」に対して、計画期間内で必要供給量をそれぞれの事業の考え方にしたがって確保します。

06

プランを着実に実行するために

- ◆毎年度、附属機関である「札幌市子ども・子育て会議」及び「札幌市子どもの権利委員会」に実施状況を報告し、点検・評価を受けた上で、次年度以降の事業の改善に生かしていきます。
- ◆毎年度、市の推進組織である「札幌市子どもの権利総合推進本部」にて実施状況の進捗管理を行います。
- ◆社会情勢が変化し、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する需給計画」を中心に見直しが必要となった場合は、適切に市民ニーズ等を把握した上で、附属機関での審議を経て計画の改定を行います。

第4次さっぽろ子ども未来プラン《概要版》

令和2年(2020年)3月発行

編集・発行/札幌市子ども未来局子ども育成部子ども企画課

〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目 大通バスセンタービル1号館3階

電話.011-211-2982 FAX.011-211-2943

Eメール:kodomo.jisedai@city.sapporo.jp

SAPP
RO

